

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年9月は24万円、同年11月から14年7月までの期間及び同年9月から15年3月までの期間は20万円、同年4月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、16年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、17年1月及び同年2月は19万円、同年4月から同年11月までは20万円、同年12月及び18年1月は22万円、同年2月は19万円、同年4月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月21日から平成18年5月8日まで
A社の元同僚から、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が相違していることを聞いたので、自分も確認したところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業

主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成13年9月は24万円、同年11月は20万円、14年1月から同年3月まで、同年9月、同年10月、同年12月及び15年2月は20万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、16年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、17年1月及び同年2月は19万円、18年2月は19万円、同年4月は24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年12月、14年4月から同年7月まで、同年11月、15年1月、同年3月、同年4月及び17年4月から18年1月までの期間における申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書等は提出されていないものの、B市から提供された平成9年度（平成8年分）から19年度（平成18年分）までの所得課税証明書のうち、それぞれの年度における所得課税証明書に記載された給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険控除額に見合う標準報酬月額から、13年12月、14年4月から同年7月まで、同年11月、15年1月及び同年3月は20万円、同年4月は26万円、17年4月から同年11月までは20万円、同年12月及び18年1月は22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年12月から11年2月までの期間及び13年1月から同年4月までの期間については、前述の所得課税証明書に記載された給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えておらず、また、11年3月から12年12月まで、13年5月から同年8月まで、同年10月、14年8月、15年5月、17年3月、18年3月については、申立人から提出された給料支払明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和63年4月から平成7年11月までの期間については、給料支払明細書等の関連資料が無い上、当該事業所の事業主に照会したものの回答が得られないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年4月から同年11月までは30万円、同年12月から18年8月までは32万円、同年9月から20年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月19日から20年9月1日まで

A社の元同僚から、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が相違していることを聞いたので、自分も確認したところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成15年12月、16年3月から同年8月まで、同年10月から17年6月まで、同年11月、

18年1月及び同年3月は32万円、20年1月、同年2月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年4月から同年11月まで、16年1月、同年2月、同年9月、17年7月から同年10月まで、同年12月、18年2月、同年4月から19年12月までの期間及び20年3月から同年7月までの期間については、給料支払明細書等は提出されていないものの、B市から提供された所得課税証明書に記載された給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが推認できることから、申立人の標準報酬月額の記録については、15年4月から同年11月までは30万円、16年1月、同年2月、同年9月、17年7月から同年10月まで、同年12月、18年2月及び同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から19年12月までの期間及び20年3月から同年7月までの期間は30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成13年3月から15年3月までについては、前述の所得課税証明書に記載された給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、申立人の上記訂正後に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間において、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の平成19年6月から20年8月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年5月1日から同年6月1日まで
② 平成19年6月1日から20年9月1日まで

A社の給与支払明細書を確認したところ、平成19年5月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年6月1日となっている。申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が給与支払明細書の報酬月額よりも低額になっている。申立期間②の標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の

厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年10月及び同年11月は17万円、13年11月は16万円、14年12月から15年11月までは14万2,000円、同年12月から16年11月までは16万円、同年12月から17年11月までは14万2,000円、同年12月から18年11月までは16万円、同年12月から19年11月までは17万円、同年12月から20年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から20年9月1日まで

A社の元同僚から、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が相違していることを聞いたので、自分も確認したところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間後である平成21年及び22年における12か月分の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額（14,747

円)、B市から提供された所得課税証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額及び複数の同僚から提出された給料支払明細書から推認されるA社の事務処理に共通する事務過誤の状況を踏まえると、申立人は、10年7月10日の資格取得時における標準報酬月額17万円に基づき、当時の厚生年金保険料率(1000分の173.5)により算出された厚生年金保険料(14,747円)を申立期間において、事業主により給与から控除されていたことが推認される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、所得課税証明書における給与収入額から推認できる報酬月額及び前述の保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年10月及び同年11月は17万円、13年11月は16万円、14年12月から15年11月までは14万2,000円、同年12月から16年11月までは16万円、同年12月から17年11月までは14万2,000円、同年12月から18年11月までは16万円、同年12月から19年11月までは17万円、同年12月から20年8月までは19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成12年12月から13年10月までの期間及び同年12月から14年11月までの期間については、前述の所得課税証明書における給与収入額から求められる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額及び前述の事業主による源泉控除が認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり事業主による源泉控除が認められる厚生年金保険料控除額、又は所得課税証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び所得課税証明書において認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月及び同年11月は17万円、同年12月から13年5月までは20万円、同年6月は19万円、同年7月から同年11月までは20万円、14年10月及び同年11月は16万円、同年12月から15年11月までは17万円、同年12月から16年11月までは18万円、同年12月から17年11月までは17万円、同年12月から18年11月までは18万円、同年12月から19年11月までは17万円、同年12月から20年7月までは18万円、同年8月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から20年9月1日まで

A社の元同僚から、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が相違していることを聞いたので、自分も確認したところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出されたA社の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額、B市から提供された所得課税証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額及び複数の同僚から提出された給料支払明細書から推認される同社の事務処理に共通する事務過誤の状況を踏まえると、申立人は、厚生年金保険料率の改定により、平成8年10月から適用された保険料率である1000分の173.5に基づき算出されたと推認される厚生年金保険料（17,250円）を申立期間において、事業主により給与から控除されていたことが推認される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年10月及び同年11月は17万円、同年12月から13年5月までは20万円、同年6月は19万円、同年7月から同年11月までは20万円、14年10月及び同年11月は16万円、同年12月から15年11月までは17万円、同年12月から16年11月までは18万円、同年12月から17年11月までは17万円、同年12月から18年11月までは18万円、同年12月から19年11月までは17万円、同年12月から20年7月までは18万円、同年8月は17万円とすることが妥当と認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年7月から11年9月までの期間及び13年12月から14年9月までの期間については、前述の所得課税証明書に記載された給与収入額から求められる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料額及び所得課税証明書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額
の記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額
に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を
除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月21日から20年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月
額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について訂正して
ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、
標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保
険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚
生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の
範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認
定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成19年10月及び同年12月
から20年2月までに係る標準報酬月額については、申立人から提出され
たA社の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から30
万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年1月から同年9月までの期間、同年
11月及び20年3月から同年8月までの期間の給料支払明細書は無いもの
の、前述の給料支払明細書の状況及びB市から提供された所得課税証明書
により、当該期間に係る申立人の報酬月額は30万円以上であり、標準報

酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

以上のことから、申立期間のうち、平成 19 年 1 月から同年 9 月まで、同年 11 月及び 20 年 3 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書及び所得課税証明書において認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び所得課税証明書において認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年12月から12年9月までの期間及び13年11月は22万円、同年12月から14年11月までは19万円、同年12月から16年11月までは22万円、同年12月から18年11月までは20万円、同年12月から19年11月までは19万円、同年12月から20年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月21日から20年9月1日まで

A社の元同僚から、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が相違していることを聞いた。申立期間当時の給与額に比べ標準報酬月額が低額なので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年12月から20年8月までについては、申立人からA社に係る給料支払明細書は提出されていないものの、B市から提供された所得課税証明書における給与収入額から求められる報

酬月額及び同証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額に基づき、申立人の標準報酬月額について、特例法による判断を行ったところ、当該期間のうち、11年12月から12年9月までの期間及び13年11月は22万円、同年12月から14年11月までは19万円、同年12月から16年11月までは22万円、同年12月から18年11月までは20万円、同年12月から19年11月までは19万円、同年12月から20年8月までは20万円とすることが妥当と認められる。

また、平成7年12月から20年8月までの期間のうち、7年12月から11年11月までの期間及び12年10月から13年10月までの期間については、前述の所得課税証明書における給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間のうち、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、所得課税証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年1月から7年11月までの期間については、給料支払明細書及び所得課税証明書は無い上、当該事業所の事業主に照会したものの回答が得られないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月から同年12月まで、12年3月及び同年4月、同年6月及び同年9月は11万8,000円、13年9月は13万4,000円、同年11月及び同年12月、14年2月は11万8,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月は11万8,000円、同年6月は12万6,000円、同年7月及び同年8月は10万4,000円、同年9月は12万6,000円、同年10月は10万4,000円、同年11月及び同年12月は13万4,000円、15年1月は11万円、同年2月から同年4月までは13万4,000円、同年5月は12万6,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は14万2,000円、同年10月は11万円、同年11月及び同年12月は13万4,000円、16年1月は11万8,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月は13万4,000円、同年5月から同年7月までは12万6,000円、同年8月及び同年9月は13万4,000円、同年10月及び同年11月は12万6,000円、同年12月は13万4,000円、17年1月から同年3月までは12万6,000円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は12万6,000円、同年9月から同年11月までは13万4,000円、同年12月は16万円、18年1月及び同年2月は12万6,000円、同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年5月は12万6,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月は12万6,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は14万2,000円、同年10月は15万円、同年11月は12万6,000円、同年12月は16万円、19年1月は12万6,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は11万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は11万8,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は12万6,000円、同年12月は15万円、20年1月は11万8,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は15万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月は11万8,000円、同年8月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給料支払明細書の報酬月額と比べて低額になっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出された A 社の給料支払明細書により、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成 11 年 10 月から同年 12 月まで、12 年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月及び同年 9 月は 11 万 8,000 円、13 年 9 月は 13 万 4,000 円、同年 11 月及び同年 12 月、14 年 2 月は 11 万 8,000 円、同年 4 月は 12 万 6,000 円、同年 5 月は 11 万 8,000 円、同年 6 月は 12 万 6,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 10 万 4,000 円、同年 9 月は 12 万 6,000 円、同年 10 月は 10 万 4,000 円、同年 11 月及び同年 12 月は 13 万 4,000 円、15 年 1 月は 11 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 13 万 4,000 円、同年 5 月は 12 万 6,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 13 万 4,000 円、同年 8 月は 11 万 8,000 円、同年 9 月は 14 万 2,000 円、同年 10 月は 11 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 13 万 4,000 円、16 年 1 月は 11 万 8,000 円、同年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 4 月は 13 万 4,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 12 万 6,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 13 万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 12 万 6,000 円、同年 12 月は 13 万 4,000 円、17 年 1 月から同年 3 月までは 12 万 6,000 円、同年 4 月は 15 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 13 万 4,000 円、同年 7 月は 14 万 2,000 円、同年 8 月は 12 万 6,000 円、同年 9 月から同年 11 月までは 13 万 4,000 円、同年 12 月は 16 万円、18 年 1 月及び同年 2 月は 12 万

6,000円、同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年5月は12万6,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月は12万6,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は14万2,000円、同年10月は15万円、同年11月は12万6,000円、同年12月は16万円、19年1月は12万6,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は11万円、同年6月は15万円、同年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は12万6,000円、同年12月は15万円、20年1月は11万8,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は15万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月は11万8,000円、同年8月は13万4,000円とすることが妥当と認められる。

また、申立期間のうち、平成16年3月、同年5月、19年7月及び同年8月について、給料支払明細書は提出されていないものの、B市から提供された所得課税証明書における給与収入額から求められる申立人の報酬月額及び同証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録については、16年3月及び同年5月は12万6,000円、19年7月及び同年8月は11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年7月から11年9月まで、12年1月及び同年2月、同年5月、同年7月及び同年8月、同年10月から13年8月、同年10月、14年1月及び同年3月については、給料支払明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間のうち、申立人の上記訂正後に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成10年10月及び同年11月は22万円、11年10月及び同年11月は19万円、同年12月から13年11月までは22万円、14年12月から15年11月までは18万円、同年12月から16年12月までは17万円、17年1月から同年11月までは16万円、同年12月から18年11月までは17万円、同年12月から19年11月までは16万円、同年12月は19万円、20年1月及び同年2月は17万円、同年3月は14万2,000円、同年4月から同年8月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月21日から平成20年9月1日まで
A社の元同僚から、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が相違していることを聞いたので、自分も確認したところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出されたA社の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額、B市から提供された平成9年度（平成8年分）から21年度（平成20年分）までの所得課税証明書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額及び複数の同僚から提出された給料支払明細書から推認される同社の事務処理に共通する事務過誤の状況を踏まえると、申立人は、厚生年金保険料率の改定により、平成8年10月から適用された保険料率である1000分の173.5に基づき算出された厚生年金保険料（19,085円）を同年10月から20年8月までの期間、事業主により給与から控除されていたことが推認される。

したがって、申立期間のうち平成8年10月から20年8月までについては、19,085円の厚生年金保険料控除額及び前述の所得課税証明書における給与収入額から求められる申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額を比較し、特例法による判断を行ったところ、当該期間のうち、10年10月及び同年11月は22万円、11年10月及び同年11月は19万円、同年12月から13年11月までは22万円、14年12月から15年11月までは18万円、同年12月から16年12月までは17万円、17年1月から同年11月までは16万円、同年12月から18年11月までは17万円、同年12月から19年11月までは16万円、同年12月は19万円、20年1月及び同年2月は17万円、同年3月は14万2,000円、同年4月から同年8月までは17万円とすることが妥当と認められる。

また、申立期間のうち、平成7年12月から10年9月まで、同年12月から11年9月までの期間及び13年12月から14年11月までの期間については、前述の所得課税証明書における給与収入額から求められる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額又は前述の事業主による源泉控除が認められる厚生年金保険料額（19,085円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料額及び所得課税証明書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年9月から平成7年11月までの期間については、給料支払明細書及び所得課税証明書は無い上、当該事業所の事

業主に照会したものの回答が得られないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月から12年1月まで、同年3月から同年6月まで、同年9月、14年4月、同年11月及び同年12月は15万円、15年1月及び同年2月は12万6,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は12万6,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は15万円、同年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月は16万円、同年12月は15万円、16年1月は12万6,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月は16万円、同年8月は15万円、同年9月から同年12月までは14万2,000円、17年1月は12万6,000円、同年2月は11万8,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は17万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は11万8,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月は12万6,000円、同年11月は15万円、同年12月は16万円、18年1月は11万8,000円、同年2月は11万円、同年3月は11万8,000円、同年4月は17万円、同年5月は15万円、同年6月は12万6,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は12万6,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月は15万円、19年1月は11万8,000円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月は16万円、同年5月は11万円、同年6月は13万4,000円、同年7月は12万6,000円、同年8月は11万円、同年9月は11万8,000円、同年10月は15万円、同年11月は12万6,000円、同年12月は16万円、20年1月は12万6,000円、同年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月は17万円、同年5月は12万6,000円、同年6月は13万4,000円、同年7月及び同年8月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年7月1日から20年9月1日まで

A社における厚生年金保険の標準報酬月額記録は事実と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間の全期間にわたるA社の給料支払明細書に基づき、申立人の標準報酬月額について特例法による判断を行ったところ、申立期間のうち、平成11年10月から12年1月まで、同年3月から同年6月まで、同年9月、14年4月、同年11月及び同年12月は15万円、15年1月及び同年2月は12万6,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は12万6,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は15万円、同年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月は16万円、同年12月は15万円、16年1月は12万6,000円、同年2月は14万2,000円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月は16万円、同年8月は15万円、同年9月から同年12月までは14万2,000円、17年1月は12万6,000円、同年2月は11万8,000円、同年3月は13万4,000円、同年4月は17万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は11万8,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は11万8,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月は12万6,000円、同年11月は15万円、同年12月は16万円、18年1月は11万8,000円、同年2月は11万円、同年3月は11万8,000円、同年4月は17万円、同年5月は15万円、同年6月は12万6,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は12万6,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月は15万円、19年1月は11万8,000円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月は16万円、同年5月は11万円、同年6月は13万4,000円、同年7月は12万6,000円、同年8月は11万円、同年9月は11万8,000円、同年10月は15万円、同年11月は12万

6,000円、同年12月は16万円、20年1月は12万6,000円、同年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月は17万円、同年5月は12万6,000円、同年6月は13万4,000円、同年7月及び同年8月は12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年7月から11年9月、12年2月、同年7月及び同年8月、同年10月から14年3月まで、同年5月から同年10月までについては、給料支払明細書により、その報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間のうち、申立人の上記訂正後に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 57 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 23 日
② 平成 18 年 7 月 22 日

申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てており、また、申立期間②については、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 22 年 2 月 1 日付けで年金事務所に提出し、これに基づきオンライン記録の当該期間の標準賞与額は 59 万円と記録されている。ただし、申立期間②の当該記録に係る届出が遅れたことにより、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることか

ら、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはされていない。

一方、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（57 万円及び 59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は「厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付した形跡が無いので、厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたと思う。」と回答しており、申立人以外の従業員についても、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における被保険者資格喪失日に係る記録を平成2年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年5月1日まで

A病院に平成元年4月17日から勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたところ、2年5月1日から同病院において正職員となりC共済組合に加入したが、厚生年金保険の資格を喪失してから同共済組合に加入するまで、1か月の空白期間が生じている。申立期間についても継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成11年8月24日付けのA病院の在籍証明書により、申立人は、申立期間を含む元年4月17日から6年12月31日まで同病院に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所から提出された申立人の申立期間に係る基準給与簿によると、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる上、同事業所は「厚生年金保険の届出に係る資料は保管されていないが、申立人は、申立期間において厚生年金保険の加入対象者であり、申立人の加入記録に空白期間があることは不自然である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の基準給与簿から確認

できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月21日から23年5月1日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和23年5月1日）の前後3年間において、脱退手当金の受給要件を満たす男性被保険者は12人確認できるが、脱退手当金を支給されている者は申立人のみである上、当該事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間は短期間であるとともに、申立人の同事業所における退職理由が「知人の紹介で転職する予定であった。」と申述していることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前の被保険者期間（約3年間）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人本人が請求した場合、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月4日から平成9年4月30日まで
A社に勤務したときの標準報酬月額が、給与支払明細書の報酬月額と比べて低くなっている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立期間のうち、平成4年9月、5年8月、同年10月、6年4月及び同年6月に係る厚生年金保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致、又は同標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年12月から9年3月までについては、B市から提供された所得・課税証明書に記載されている社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致していることが推認できる。

さらに、申立期間のうち、給料支払明細書及び所得・課税証明書により保険料控除額が確認できない期間である昭和55年7月から平成4年8月

まで、同年10月から5年7月まで、同年9月、同年11月から6年3月まで、同年5月及び同年7月から7年11月までの期間について、事業主に照会したものの回答が得られず、賃金台帳等が確認できない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月頃から平成 2 年 8 月 1 日まで
A社に昭和 62 年 7 月頃から平成 3 年 1 月 21 日まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述内容、及び申立人から提出された預金取引履歴証明書から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の勤務期間及び勤務形態については不明と回答している。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 56 年 6 月 25 日から平成 2 年 8 月 16 日まで夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立期間を含む平成 2 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日までは短時間労働被保険者であったが、申立期間後の厚生年金保険の被保険者記録のある、同年 8 月 1 日から 3 年 1 月 20 日までは一般被保険者としての被保険者期間が認められる。

加えて、昭和 61 年 4 月 23 日付けでB市役所に国民年金の第 3 号被保険者該当届が提出されており、同年 4 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日までは第 3 号被保険者期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 20 日から 23 年 5 月 18 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある男性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 23 年 5 月 18 日）の前後 3 年以内に資格喪失した者 16 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 16 人のうち 8 人について、資格喪失日から 2 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 14 日後の昭和 23 年 6 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和42年8月に国民年金に加入するまで公的年金の加入歴が無く、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 3 日から 34 年 8 月 20 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後である昭和34年10月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前である上、当時脱退手当金を受領した同僚の「脱退手当金は会社から現金で受け取った。会社から説明があり、意思確認もされた。」との証言を踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 8 日から 32 年 2 月 10 日まで
② 昭和 33 年 7 月 3 日から同年 7 月 28 日まで
③ 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 3 月 29 日まで
④ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 7 月 26 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立人は申立期間に係る被保険者資格を昭和34年7月26日に喪失後、41年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで公的年金の加入歴が無く、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。